

民法 1050 条に基づく特別寄与料の処分申立を却下した事例

- 【文献種別】 審判／静岡家庭裁判所
【裁判年月日】 令和3年7月26日
【事件番号】 令和3年（家）第9056号、令和3年（家）第9057号
【事件名】 特別の寄与に関する処分申立事件
【裁判結果】 却下（確定）
【参照法令】 民法1050条、家事事件手続法39条、別表第二15項
【掲載誌】 家判37号81頁
◆ LEX/DB 文献番号 25506580

國學院大學教授 門広乃里子

事実の概要

被相続人（昭和12年生）は令和2年3月に死亡し、相続が開始した。相続人は、被相続人と前夫との間の子である長男B（昭和35年生）及び二男C（昭和38年生）である。本件は、被相続人の弟A（昭和17年生）が、B・Cに対し、特別寄与料の支払を求めた事案である。

被相続人は平成5年に前夫と離婚し、その頃からB・Cとは疎遠であった。Aは、離婚の頃までは、B・Cと叔父と甥としての交流があり、Cの住居、B及びCが被相続人の子であることなどを知っていた。Aは被相続人の死亡の事実を当日に知り、死亡の事実等をCに知らせ、令和2年3月22日、被相続人の葬式を執り行った。Aは、葬式会場を訪れたCに対し遺産相続の話をし、同年5月以降、遺産である預貯金の解約等の手続を進め、同年8月頃、B・Cに対し、Aが前記預貯金を解約等するために必要な書類であるとして、委任状や印鑑登録証明書、戸籍謄本をAに交付するよう依頼し、同月16日頃には、Cを介して、これら書類の交付を受けた。Aは、B・Cに対し、被相続人の遺産の3分の1を取得したい旨を伝えていたところ、令和2年10月14日頃、Bらの代理人弁護士を通じてその支払を拒絶された。そのため、Aは、令和3年1月20日、B・Cらに対する特別の寄与に関する処分調停事件をそれぞれ申し立てたが、同年5月14日調停は不成立となり、本件審判手続に移行した。

審判の要旨

却下（確定）。

1 特別の寄与の有無について、「（被相続人が通院や入院をするようになった）平成8年6月からAの妹であるFが体調を崩した平成27年6月までの間は、被相続人の身元引受人として主に被相続人に関与していたのは前記FであってAではなく、その間のA自身による関与は年に数回程度面会等に訪れるといった限定的なものにすぎないことが認められる。また、同月以降についてのAの関与も、仮にAの主張を前提としたとしても、月に数回程度入院先等を訪れて診察や入退院等に立ち会ったり、手続に必要な書類を作成したり、身元引受けをしたりといった程度にとどまり、専断的な療養看護等を行ったものではなく、これをもって、Aが、その者の貢献に報いて特別寄与料を認めるのが相当なほどに顕著な貢献をしたとまではいえない。以上によれば、本件各申立てにおいて、申立人による『特別の寄与』（民法1050条1項）の存在を認めることは困難である。」

2 除斥期間経過の有無について、「民法1050条2項ただし書は、特別寄与者が家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる期間として、『相続の開始及び相続人を知った時から六箇月』以内という制限を設け除斥期間を規定しているところ、同条がその除斥期間の起算点を『相続の開始』を『知った時』のみでなく『相

続人を知った時』にもかからしめたのは、被相続人の相続開始は知ったもののその相続人の存在等を覚知できなかった場合や、特別寄与料の支払を請求していた相続人が特別寄与者の知らないうちに相続放棄をしていたような場合等、特別寄与者が家庭裁判所に対する特別寄与料に関する処分の請求に及ぶことを期待し得ない場合にまで除斥期間が経過してしまうことのないようにするためであると考えられる。かかる趣旨からすると、同項にいう『相続人を知った時』とは、当該相続人に対する特別寄与料の処分の請求が可能な程度に相続人を知った時を意味するものと解するのが相当である。」

本件では、Cに対する特別寄与料の処分申立の関係では、被相続人が死亡した日の時点でAが「相続人を知った」と認められ、Bについては、AがCと預貯金の解約等の手続に関する連絡を取れるようになっていたと考えられる令和2年5月頃の時点ではAがBの住所地を相手方Cから聞き取るなどして調査することは容易であったと考えられ、遅くとも同年5月末の時点では、Aが「相続人を知った」と認められる。したがって、AがB・Cに対する特別寄与料の処分の請求を家庭裁判所に申し立てた令和3年1月20日の時点では、Aが「相続の開始及び相続人を知った時」から6か月の除斥期間を経過していることが明らかであり、本件処分申立は却下を免れない。

判例の解説

一 民法1050条と本審判の意義

民法1050条1項は、「被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族（特別寄与者）は、相続開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭（特別寄与料）の支払を請求することができる。」と定める。本条は、平成30年法律第72号によって新設された条文であり、遺産分割における共同相続人間の公平を図るために昭和55年法律第51号により導入された民法904条の2の寄与分制度（家事別表第二14項「寄与分を定める処分」とは異なり、相続人ではない特別寄与者に遺産分割の外で相続人に対する特別寄与料

の請求を認めたものであり、本来ならば相続の外で行われるべき非相続人に対する清算を相続法の中で処理するものである¹⁾。

特別寄与料の支払については、一次的には当事者の協議によるが、協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、特別寄与者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる（同条2項。家事別表第二15項「特別の寄与に関する処分」）。この場合、家庭裁判所は、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、特別寄与料の額を定める（同条3項）。一切の事情には、相続債務の額、被相続人による遺言の内容、各相続人の遺留分、特別寄与者が生前に受けた利益等が含まれる²⁾。特別寄与料の額は、被相続人が相続開始時に有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができず（同条4項）、相続人が数人あるときは、各相続人は、特別寄与料の額に法定又は指定相続分を乗じた額を負担する（同条5項）。家庭裁判所に対する処分請求は、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6か月、又は相続開始時から1年以内にしなければならない（同条2項ただし書）。これらの期間制限は、いずれも除斥期間とされる³⁾。

司法統計によれば、法施行後の家事審判・調停事件の新受件数は、令和元年には審判1件（取下げ）、調停4件であったところ、令和2年には審判21件、調停298件と大幅に増加しているが、審判21件のうち既済は9件、その内訳は、却下2件、取下げ6件、その他1件で、認容例はない。本審判も却下例であるが、民法1050条につき公表されたおそらく初めての審判例であり、被相続人の血族2親等の兄弟姉妹による「特別の寄与」を否定した裁判例として、また、6か月の除斥期間の起算点につき判示したものとして、参考になる。

二 民法1050条の「特別の寄与」

特別寄与料請求権の要件として、①被相続人の相続人以外の親族であること、②無償で療養看護、その他の労務を提供したこと、③被相続人の財産の維持又は増加があること、④労務の提供と財産の維持・増加に因果関係があること、⑤特別の寄与があることが挙げられる⁴⁾。このうち「特別の

寄与」要件は、その者の貢献に報いるために一定の財産を与えることが実質的公平の理念に適合するとともに、被相続人の推定的意思にも合致すると考えられる場合に制度の適用範囲を限定するために設けられたものであり⁵⁾、その趣旨に照らし、「貢献の程度が一定程度を超えること」を意味し⁶⁾、「その者の貢献に報いるのが相当と認められる程度の顕著な貢献があったこと」を意味するものと解すべきとされる⁷⁾。民法 904 条の 2 の「特別の寄与」については、一般に、寄与の程度が被相続人と相続人の身分関係に基づいて通常期待される程度の貢献を超えるものであることを意味すると解されているが、これは、通常期待される程度の貢献については、相続分に基づく財産の取得をもって満足すべきものと整理されているものと考えられるならば、民法 1050 条にいう相続人でない親族の「特別の寄与」は「通常の寄与」との対比の観点から判断されるものではないと解せられることになる⁸⁾。

特別寄与者の典型例は、被相続人の療養看護に努めた相続人の配偶者（多くは妻）である。相続人の配偶者は被相続人の姻族 1 親等であるから相続人ではない。そこで、民法 904 条の 2 に関する裁判例では、相続人の配偶者を相続人の履行補助者とみてその寄与貢献を当該相続人の寄与分として認めていたが⁹⁾、このいわゆる履行補助者構成は相続人が死亡しているような場合には適用できないなど理論的な難点や適用上の限界がある¹⁰⁾。民法 1050 条の新設により、相続人の配偶者が直接に他の相続人に特別寄与料を請求することができるようになったことの意味は大きい¹¹⁾。

特別寄与者として他に、相続人の子及びその配偶者、被相続人の（相続人でない）兄弟姉妹及びその配偶者、被相続人の配偶者の連れ子などが考えられるところ¹²⁾、本審判は、被相続人の兄弟姉妹につき、年に数回程度面会に訪れることや、（数年間）月に数回程度入院先等を訪れて診察や入退院等に立ち会ったり、手続に必要な書類を作成したり、身元引受けをしたりといった程度では、「専従的な療養看護」等を行ったものではなく、「その者の貢献に報いて特別寄与料を認めるのが相当なほどに顕著な貢献」とはいえないとする。東京家庭裁判所の実務運用では、「専従性」とは「療養看護の内容が片手間なものではなくかなりの負

担を要するものであること」が必要とされており¹³⁾、本審判はこのような実務運用にそったものといえるであろう。

他方、学説では、特別縁故者認定例を参考に、老人介護施設への入所や入院に際しての身元引受けなども視野に入れて療養看護による労務の提供の意味が変容していく可能性も指摘されており¹⁴⁾、また、療養看護につき、相続人の寄与分の認定が厳しい現状を踏まえ、特別寄与者には相続分がないのだから、基準を緩和して運用すべきであると主張がなされている¹⁵⁾。

どの程度の貢献であれば「顕著性」が認められるのか、裁判例の動向を注視したい。

三 民法 1050 条の期間制限と起算点

権利（又は請求権）の行使期間を時効とするか、除斥期間とするかは、権利の性質と規定の趣旨に従って定められるべきところ¹⁶⁾、特別寄与料請求権の期間制限については、立法過程でどのような議論がみられる。当初、「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」は、「相続開始を知った時から一定期間（例えば 6 箇月間）行使しないときは、時効によって消滅するものとする。相続開始の時から一定期間（例えば 1 年）を経過したときも、同様とする」ものとし、前者を時効期間、後者を除斥期間と解していたが¹⁷⁾、後に、本請求権は、民法 768 条の財産分与請求権と同じく、要件が満たされることにより未確定の権利が生じるが、具体的な権利は協議又は審判によって初めて形成されるものと性質決定され¹⁸⁾、それを受けて、協議又は審判により特別寄与料の額が確定する前の段階において、消滅時効の起算点となる「権利を行使することができる時」（民法 166 条）が到来しているといえるか疑義があることから、6 か月の期間も除斥期間とされた¹⁹⁾という経緯がある。また、その際、6 か月の期間の起算点につき、特別寄与者が被相続人の死亡は知ったものの相続人の存在を覚知できなかった場合や、請求の相手方たる相続人が特別寄与者の知らないうちに相続放棄をしていたような場合に支払請求を否定するのは相当でないとして、「相続の開始及び相続人を知った時」に改められた²⁰⁾。本期間制限は、相続をめぐる紛争の複雑化、長期化を防止するために設けられたものであるが²¹⁾、

請求者の権利行使の機会の確保にも一定の配慮がなされているといえよう。

本件では、令和2年3月に被相続人が死亡して相続が開始し、Aは令和3年1月20日にB・Cに対する特別の寄与に関する処分調停事件を申し立てており、調停不成立により調停申立時に審判申立があったとみなされ（家事272条4項）、1年の除斥期間は経過していない。そこで、6か月の期間経過が問題となる。本審判は、先の立法趣旨を踏まえ、「相続人を知った時」とは、「当該相続人に対する特別寄与料の処分の請求が可能な程度に相続人を知った時」をいうとして、相続人Cについては相続開始時、Bについてはその住所地を調査することが容易であった時点を起算点として、それぞれにつき6か月の除斥期間の経過を認めたものである。

本件のように、調停・審判に先立ち、相続人と協議を進めるうちに6か月の除斥期間が経過することは稀ではないであろう。請求者としてはすみやかに調停の申立を行うことになる²²⁾。

なお、特別寄与料請求の制度は、不当利得返還請求権等の財産法上の権利に直接影響を与えるものではないと考えられ²³⁾、そうであるとすると、除斥期間経過後であっても、不当利得返還請求権等の行使は認められるものと思われる。

●—注

- 1) 大村敦志=窪田充見編『解説 民法（相続法）改正のポイント』（有斐閣、2019年）234頁 [大村敦志]。
- 2) 堂園幹一郎=野口宣大編『一問一答 新しい相続法（第2版）』（商事法務、2020年）186頁。
- 3) 堂園ほか・前掲注2）193頁、潮見佳男『民法（全）（第3版）』（有斐閣、2022年）652頁。
- 4) 東京家庭裁判所家事第5部編『東京家庭裁判所家事第5部（遺産分割部）における相続法改正を踏まえた新たな実務運用』（日本加除出版、2019年）115頁、秋武憲一=片岡武編『コンメンタール家事事件手続法Ⅱ』（青林書院、2021年）858頁。
- 5) 堂園幹一郎=神吉康二編『概説 改正相続法（第2版）』（金融財政事情研究会、2021年）165～166頁。
- 6) 法制審議会民法（相続関係）部会資料（以下では、「部会資料」という）23-2、23頁、潮見佳男『詳解 相続法』（弘文堂、2018年）352頁。
- 7) 堂園ほか・前掲注5）166頁、東京家庭裁判所家事第5部・前掲注4）116頁、片岡武=菅野真一『改正相続法と家庭裁判所の実務』（日本加除出版、2019年）164頁。
- 8) 堂園ほか・前掲注5）165頁。

- 9) 東京家審平12・3・8家月52巻8号35頁、東京高決平22・9・13家月63巻6号82頁。
- 10) 谷口知平=久貴忠彦編『新版注釈民法（27）相続（2）〔補訂版〕』（有斐閣、2013年）247頁 [有地亨・犬伏由子]。
- 11) 民法1050条は、被相続人の療養看護を相続人の配偶者等の被相続人の親族が担うべきであるという価値判断を前提とするものではないことは留意されるべきであり（堂園ほか・前掲注5）163頁）、この点については立法過程でもたびたび強調されている。また、同条の特別寄与料請求制度導入後も民法904条の2項の履行補助者構成が必ずしも排斥されるものではないことにも留意すべきである。この点については、潮見・前掲注6）351～352頁、窪田充見『家族法』（有斐閣、2019年）445頁、片岡ほか・前掲注7）178頁、東京家庭裁判所家事第5部・前掲注4）123頁参照。
- 12) 部会資料25-2、20頁では、被相続人と何ら身分関係がない者を請求権者に加えることは、紛争の複雑化、困難化等の観点から相当でないという考え方を前提としつつ、被相続人と近い関係にあるために有償契約の締結などの生前の対応が典型的に困難である者を救済するという本方策の制度趣旨からは、被相続人の親族である者のうち何らかの基準で請求権者の範囲を更に限定するのは困難であるとして、広く「被相続人の親族」が請求権者とされたと説明されている。
- 13) 東京家庭裁判所家事第5部・前掲注4）141頁。
- 14) 常岡史子『家族法』（新世社、2020年）465頁。
- 15) 二宮周平『家族法（第5版）』（新世社、2019年）393頁。
- 16) 平成29年法律第44号により、民法426条の許害行為取消権の期間制限は出訴期間であることが明記され、また、724条の不法行為による損害賠償請求権については、3年の期間及び20年の期間いずれも消滅時効であることが条文上明確にされた。筒井健夫=村松秀樹編著『一問一答 民法（債権関係）改正』（商事法務、2018年）63頁、114頁参照。
- 17) 法務省民事局参事官室「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案の補足説明」（平成28年7月）84頁。
- 18) 部会資料22-2、35頁。東京家庭裁判所家事第5部・前掲注4）115頁、秋武ほか・前掲注4）858頁等も参照。なお、民法768条2項の期間は、法制審議会家族法制部会において調査審議の対象とされている（同部会資料10、17頁）。
- 19) 部会資料24-2、41頁。
- 20) 部会資料24-2、41頁。
- 21) 部会資料19-1、3頁。
- 22) 特別の寄与に関する処分審判・調停申立書記載例等については、東京家庭裁判所家事第5部・前掲注4）128頁以下参照。
- 23) 窪田・前掲注11）445頁。